

佐賀県告示第四百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年十一月十九日から平成二十二年十二月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月十九日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇七号	杵島郡白石町大字深浦字一本松二五 五七番二地先から 鹿島市大字井手字一の谷三二九番一 地先まで	平成二二・一一・一九
	鹿島市浜町字千本甲三三四七番三 地先から 鹿島市大字音成字龍源寺搦丙二二三 三番二地先まで	"